

審議会細則

- 一、審議部長は理事長が当たる (二)
- 二、副審議部長は審議部長の指名による
- 三、審議会の議決は必ず審議員の一致を要す
但し欠席の場合は審議会に一任したものとみます
- 四、審議会の決定事項は出席審議員捺印の上会長の承認を経て理事長が之を処理する
- 五、審議方法
 - 一、書類審査
 - 二、形の審査 (イ) 講習会により習得させる
(ロ) 受講不能の場合は当日の試験による
 - 三、基本 亂取
試合

本細則は昭和四十五年二月二十一日より施行する